趣旨

- 1 政務活動費を交付しているすべての地方議会は、政務活動費の支出にかかる収支報告書、会計帳簿、及びこれらに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開するべきである。
- 2 前項の改革が実施されるまでの間、政務活動費の支出にかかる収支報告書、 会計帳簿、及びこれらに添付して提出される領収書等の開示については、そ の要請があったときは、電磁的記録 (PDF データ等) によって交付するべき である。

理由

- 1 政務活動費を交付している地方議会では、提出される毎年度の政務活動費 の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出することとされており、 それらの閲覧もすることができる。
- 2 しかしこれらの文書は、多くの議会では紙ベースで閲覧することしかできないので、住民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければならない。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けようとする住民は多額の費用を支払わなければならないし、請求のつど写しを作成する事務職員の負担は非常に大きなものになる。
- 3 政務活動費の使途を、真に住民にとって透明度の高いものにするためには、 住民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られること が不可欠であり、そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を 議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要である。また、 収支報告書・領収書以外に会計帳簿(領収書等が全部提出される以上、帳簿 だけを提出対象から除外し続ける意味は全くない)についても議長に提出す べきものとし、これもあわせてホームページで公開することが有益である。
- 4 近年、政務調査費・活動費の使途の透明化の要請が高まるとともに、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は増加しつつある(大阪府、兵庫県、高知県、京都市、大阪市、神戸市、函館市、大津市、西宮市など)が、なお比較的少数にとどまっている。
- 5 したがって、一日も早く、①収支報告書・領収書等の議会ホームページで の公開を実現し、②会計帳簿の提出を義務化してあわせてホームページ公開

すべきである。

6 また、上記の HP 公開が実現するまでの間は、領収書等の写しの交付を電磁的記録 (PDF データ等) によって行うべきである。

政務活動費の支出にかかる領収書等は通常紙ベースの資料として提出されるが、紙資料は痛みやすいうえ、そのつど複写を行う事務職員の事務負担も少なくない。これらの文書を公開する際には、原本からく開示するための親コピー>が作成されているはずであり、これを電磁的記録化することは複合複写機を一度作動させることで足り、いったん電磁的記録として保存されたコピーは劣化することもなく、保管のために大きな空間を要することもなく、写しの交付に要する事務作業料も大幅に節約できるので、議会の事務処理の点で非常に有益なので、これを行うことには大きな合理性もあるからである。(全国の地方議会においても、岐阜県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、高知県、沖縄県、札幌市、静岡市、大阪市、豊田市、那覇市の各議会が、電磁的記録として交付している。)

2016年9月25日 第23回全国市民オンブズマン香川大会参加者一同